

秋田県動物愛護推進協議会設置要綱

(設 置)

第 1 秋田県動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の委嘱及び推進員の活動に対する支援等に関する必要な協議並びに秋田県動物愛護管理推進計画の策定及び評価に係る検討等を行うため「秋田県動物愛護推進協議会」（以下「協議会」という。）を、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 39 条の規定に基づき設置する。

(構 成)

第 2 協議会の委員は、次の各号に掲げる区分に応じた人数を知事が任命する。

- | | |
|-------------------------|-----|
| 一 動物愛護に関する事業活動を行う団体又は個人 | 4 名 |
| 二 獣医師の団体 | 1 名 |
| 三 県民代表 | 1 名 |
| 四 学識経験者 | 1 名 |
| 五 行政機関 | 2 名 |

(任 期)

第 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 一般公募による委員（県民代表）への応募がない場合は、部局内推薦とする。

(会長及び副会長)

第 4 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を招集し、主宰する。
3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
4 会長は、必要があるときには、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 5 協議会の事務は、生活環境部生活衛生課において処理する。

(報 告)

第6 協議会は、推進員の委嘱及び推進員の活動の支援等について、知事に意見を述べることができる。

(雑 則)

第7 この要綱に定めるもののほか秋田県審議会管理要綱に準ずる。

また、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は、平成21年4月13日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は、令和2年5月27日から施行する。